

開 議	3 8
○日程第 1 一般質問	3 8
1 番 木村 郁郎君	3 8
7 番 平山 晶邦君	4 4
8 番 成井小太郎君	5 5
2 2 番 立原 正一君	5 8
2 番 深谷 渉君	7 0
3 番 鈴木 二郎君	7 6
1 2 番 菊池 伸也君	8 2
散 会	9 0

第3号 9月11日(木)

○議事日程(第3号)	9 1
○本日の会議に付した事件	9 1
○出席議員	9 1
○説明のため出席した者	9 1
○事務局職員出席者	9 2
開 議	9 2
○日程第 1 一般質問	9 2
2 1 番 沢畠 亮君	9 2
6 番 深谷 秀峰君	9 8
1 6 番 山口 恒男君	1 0 5
2 6 番 宇野 隆子君	1 1 4
散 会	1 3 3

第4号 9月12日(金)

○議事日程(第4号)	1 3 5
○本日の会議に付した事件	1 3 5
○出席議員	1 3 5
○説明のため出席した者	1 3 5
○事務局職員出席者	1 3 6
開 議	1 3 6
○日程第 1 議案質疑 報告第13号ないし報告第19号(一括上程)	1 3 6
質 疑 2 6 番 宇野 隆子君	1 3 6
採 決	1 3 8
○日程第2 議案質疑 議案第50号ないし議案第74号	1 3 8
質 疑 2 6 番 宇野 隆子君	1 3 8
質 疑 2 2 番 立原 正一君	1 4 7

質 疑 7 番 平山 晶邦君.....	1 5 3
○日程第 3 請願第 2 号ないし請願第 4 号.....	1 5 5
○日程第 4 議員提案第 4 号.....	1 5 5
提案理由説明.....	1 5 5
採 決.....	1 5 6
散 会.....	1 5 6
第 5 号 9 月 2 4 日 (水)	
○議事日程 (第 5 号)	1 5 7
○本日の会議に付した事件.....	1 5 7
○出席議員.....	1 5 8
○説明のため出席した者.....	1 5 8
○事務局職員出席者.....	1 5 8
開 議.....	1 5 9
○日程第 1 委員長報告 議案第 5 0 号ないし議案第 7 4 号 請願第 2 号ないし請願第 4 号	
総務委員長 黒沢 義久君.....	1 5 9
文教民生委員長 関 英喜君.....	1 5 9
産業水道委員長 高星 勝幸君.....	1 6 0
建設委員長 沢畠 亮君.....	1 6 0
決算特別委員長 高星 勝幸君.....	1 6 1
討 論 2 6 番 宇野 隆子君.....	1 6 2
採 決.....	1 6 4
○日程第 2 議案第 7 5 号.....	1 6 7
提案理由説明.....	1 6 7
採 決.....	1 6 8
○日程第 3 議員提案第 5 号ないし議員提案第 7 号.....	1 6 8
提案理由説明.....	1 6 8
討 論 2 6 番 宇野 隆子君.....	1 7 0
採 決.....	1 7 1
○日程第 4 議員提案第 8 号.....	1 7 1
提案理由説明.....	1 7 1
採 決.....	1 7 3
○日程第 5 議員提案第 9 号.....	1 7 3
提案理由説明.....	1 7 3
質 疑 2 2 番 立原 正一君.....	1 7 4

	採 決.....	176
○追加日程	議員提案第10号.....	177
	提案理由説明.....	177
	採 決.....	178
○追加日程	議員提案第11号.....	179
	提案理由説明.....	179
	採 決.....	180
○追加日程	議長の辞職.....	181
○追加日程	議長の選挙.....	181
○追加日程	副議長の辞職.....	184
○追加日程	副議長の選挙.....	184
○追加日程	常任委員の選任.....	187
○追加日程	議会運営委員の選任.....	188
○追加日程	議員派遣.....	189
	採 決.....	189
閉 会.....		191

資 料

議案等委員会付託表.....	193
請願文書表(第2号~第4号).....	194
一般質問発言通告者及び発言要旨.....	195
総務委員会審査報告書.....	199
文教民生委員会審査報告書.....	200
産業水道委員会審査報告書.....	201
建設委員会審査報告書.....	202
決算特別委員会審査報告書.....	204
過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書.....	206
青少年のための環境整備条例の遵守と対処に関する意見書.....	207
教育予算の拡充を求める意見書.....	208
燃料,肥料,飼料,農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書.....	209

常陸太田市告示第 8 0 号

平成 2 0 年第 3 回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 0 年 9 月 1 日

常陸太田市長 大 久 保 太 一

1. 期 日 平成 2 0 年 9 月 8 日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成20年第3回常陸太田市議会定例会会期日程

平成20年9月8日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
9月 8日	月	本 会 議	1.開 会 2.会期の決定 3.委員長報告 4.議案説明
9月 9日	火	休 会	
9月10日	水	本 会 議	1.一般質問
9月11日	木	本 会 議	1.一般質問
9月12日	金	本 会 議	1.議案質疑 2.委員会付託
		委 員 会	1.議員定数等調査特別委員会
9月13日	土	休 会	
9月14日	日	休 会	
9月15日	月	休 会	
9月16日	火	委 員 会	1.総務委員会 2.文教民生委員会
9月17日	水	委 員 会	1.産業水道委員会 2.建設委員会
9月18日	木	委 員 会	1.決算特別委員会
9月19日	金	委 員 会	1.決算特別委員会
9月20日	土	休 会	
9月21日	日	休 会	
9月22日	月	休 会	
9月23日	火	休 会	
9月24日	水	本 会 議	1.委員会報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成20年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年9月8日(月)

議事日程(第1号)

平成20年9月8日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 委員長報告 議員定数等調査特別委員会報告
- 日程第 3 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号))
- 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第1号))
- 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第1号))
- 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第1号))
- 報告第17号 平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計継続費精算報告書について
- 報告第18号 平成19年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第19号 平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 4 議案第50号 常陸太田市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の制定について
- 議案第51号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第52号 常陸太田市手数料条例の一部改正について
- 議案第53号 高規格救急自動車購入契約について
- 議案第54号 常陸太田市道路線の廃止について
- 議案第55号 常陸太田市道路線の変更について
- 議案第56号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 5 議案第57号 平成19年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第58号 平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第59号 平成19年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第60号 平成19年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 6 1 号 平成 1 9 年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 6 2 号 平成 1 9 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 6 3 号 平成 1 9 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 6 4 号 平成 1 9 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 6 5 号 平成 1 9 年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 6 6 号 平成 1 9 年度常陸太田市水道事業会計決算認定について
- 議案第 6 7 号 平成 1 9 年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について
- 日程第 6 議案第 6 8 号 平成 2 0 年度常陸太田市一般会計補正予算(第 3 号)について
- 議案第 6 9 号 平成 2 0 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 議案第 7 0 号 平成 2 0 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
- 議案第 7 1 号 平成 2 0 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 議案第 7 2 号 平成 2 0 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について
- 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 議案第 7 4 号 平成 2 0 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第 1 号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 委員長報告
- 日程第 3 報告第 1 3 号ないし報告第 1 9 号(報告案件説明)
- 日程第 4 議案第 5 0 号ないし議案第 5 6 号(一括上程・提案理由説明)
- 日程第 5 議案第 5 7 号ないし議案第 6 7 号(一括上程・提案理由説明)
- 日程第 6 議案第 6 8 号ないし議案第 7 4 号(一括上程・提案理由説明)

出席議員

議 長 高 木 将 君 副議長 梶 山 昭 一 君

1番	木村郁郎君	2番	深谷渉君
3番	鈴木二郎君	4番	荒井康夫君
5番	益子慎哉君	6番	深谷秀峰君
7番	平山晶邦君	8番	成井小太郎君
9番	福地正文君	10番	高星勝幸君
11番	茅根猛君	12番	菊池伸也君
13番	関英喜君	14番	片野宗隆君
15番	平山伝君	16番	山口恒男君
17番	川又照雄君	18番	後藤守君
19番	黒沢義久君	20番	小林英機君
21番	沢畠亮君	22番	立原正一君
25番	生田目久夫君	26番	宇野隆子君

説明のため出席した者

市長	大久保太一君	副市長	梅原勤君
教育長	小林啓徳君	総務部長	川又善行君
政策企画部長	江幡治君	市民生活部長	五十嵐修君
保健福祉部長	綿引優君	産業部長	赤須一夫君
建設部長	富田広美君	会計管理者	大森茂樹君
水道部長	高橋正美君	消防長	篠原麻男君
教育次長	根本洋治君	福祉事務所長	深澤菊一君
秘書課長	山崎修一君	総務課長	川上明文君
監査委員	檜山直弘君		

事務局職員出席者

事務局長	大谷利行	副参事兼総務係長	吉成賢一
次長兼議事係長	菊池武		

午前10時開会

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は26名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成20年第3回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（高木将君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

10番 高星勝幸君 25番 生田目久夫君

の両君を指名いたします。

諸般の報告

議長（高木将君） 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。

去る7月23日、鉾田市において県北鹿行市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、総務、文教民生、産業水道、建設、議会運営の各委員会の委員長から、所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第233条第5項の規定により、平成19年度常陸太田市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成20年6月、7月及び8月の例月現金出納検査の結果、さらに、平成19年度財政援助団体監査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次、8月14日付で市内谷河原町647番地、篠原睦美氏から、地域の県立高校の存続と30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書の提出に関する陳情が、お手元に配付してあります写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	小 林 啓 徳 君	総 務 部 長	川 又 善 行 君
政策企画部長	江 幡 治 君	市民生活部長	五十嵐 修 君
保健福祉部長	綿 引 優 君	産 業 部 長	赤 須 一 夫 君
建 設 部 長	富 田 広 美 君	会 計 管 理 者	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	高 橋 正 美 君	消 防 長	篠 原 麻 男 君
教 育 次 長	根 本 洋 治 君	福 祉 事 務 所 長	深 澤 菊 一 君
秘 書 課 長	山 崎 修 一 君	総 務 課 長	川 上 明 文 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

以上、17名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長あいさつ

議長（高木将君） この際、市長より招集のごあいさつを願います。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成20年第3回市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は第3回定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。日ごろから議員の皆様には市政の進展とその円滑な運営のために、格別なるご高配をいただき、改めて心から感謝を申し上げます。

さて、8月は、各地域や多くの町会におきまして夏祭りが開催されました。地域の皆さんが協力し工夫をし、それぞれの特色を出して開催している姿を見ますと、市民の笑顔とともに、世代間の交流や地域のつながりの大切さを改めて感じた次第でございます。

また、8月6日から4泊5日の日程で、久慈の杜100キロメートル徒歩の旅が実施されまして、夏の強い日差しの中、51名の小学生と多くのボランティアの方々に参加し、完歩されました。泣きながらゴールする子供たちを見て、子供たちのたくましさの可能性を感じますとともに、家庭・地域・行政の連携による郷土愛の育成と青少年の健全育成、さらには地域コミュニティの活性化に大きな成果があったと思われまます。

さて、国の8月月例経済報告において、輸出や生産、雇用の悪化を受けまして、景気が後退局面に入ったと、景気の基調判断が下方修正されたところであります。また、先月末には1兆7,000億円規模の総合経済対策が決定されるとともに、来年度の各省庁の概算要求が提出されまして、国の一般会計総額は、今年度当初予算より3.7%増の8兆6,300億円程度となりました。このような中、9月1日に突然の福田首相の辞任表明があり、大変驚いております。政治的空白による国政の停滞を生じることのないよう対処いただくとともに、新内閣においては国が抱えている課題、総合経済対策や地方分権改革の推進などに取り組んでいただきたいと存じます。

次に、本市の平成19年度の一般会計の決算についてでございますが、市税の徴収率は、職員の努力によりまして前年度に比べ1%増の89%を確保できましたが、収入未済額は増えておりますことから、引き続き市税等収納対策本部を中心にいたしまして、効果的かつ重点的な収納対策を進めてまいります。

また、財政力指数につきましては、前年度に比較いたしまして0.023ポイントの増、0.443と改善されましたが、経常収支比率が0.9ポイント増の94.8%となっております。起債の抑制、人件費や事務経費の削減など、中長期的な展望に立った効率的な財政運営を進めてまいります。

次に、地域力創造アドバイザー活用事業につきましては、総務省の「頑張る地方応援プログラム」に基づく事業を推進している市町村の中から、全国11団体の1つに常陸太田市が選定されました。コシヒカリ、常陸秋そば、ブドウ、ナシ、野菜など、地元農産物を活用した学校給食用レシピの作成、青大豆豆腐やブドウの活用、常陸秋そばを使った都内そば店でのワークショップの開催などを通して、地域ブランドの創出と地域の元気づくりを推進してまいります。

また、地産地消につきましては、9月1日から、意欲的に地場産品を扱っている市内の飲食店

などを常陸太田地産地消推進店として登録する制度を始めました。常陸太田市産の農産物や加工品などを消費者にわかりやすく積極的にPRを図ってまいります。また、地元で生産された農産物を生産販売消費するシステムを構築し、あわせて地場産品を売り込むため、9月21日の日曜日からは、市役所駐車場におきまして朝市を開催いたします。

次に、ふるさと常陸太田寄付につきましては、8月末現在で13件、184万円の寄附をいただきました。今後もふるさと常陸太田を思ってくださいの方や関係者に対しまして、積極的に周知を図るとともに、寄附金につきましては、本市の将来像の実現に向けた重点的な取り組みである4つのテーマの各事業に活用させていただきます。

次に、仮称木島橋につきましては、橋梁が8月に完成し、来年3月に本市と那珂市を結ぶ区間が供用開始となる予定となっております。主要地方道常陸那珂港山方線の仮称木島橋につきましては、久慈川にかかり、常陸那珂港と宮の郷工業団地を結び、企業誘致や地域振興を図る上で大変重要であり、さらに県北地域の発展にも大いに寄与するものと期待をしております。

次に、今回提案いたします一般会計補正予算の主なものにつきましては、最低剰金の法定積立金、地域力創造アドバイザー派遣事業による地域特産物品のブランドや商品開発、地域職業相談室の開設、都市住民との交流や観光ツアー商品化及び県無形民俗文化財指定の町田火消し行列の映像記録などに係る予算を計上いたしました。

本日まで提案いたします案件は、専決処分の承認報告4件、継続費精算報告1件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告各1件、条例の制定1件、条例の整理1件、条例の一部改正1件、救急自動車購入契約1件、市道路線の廃止、変更並びに認定各1件、平成19年度各会計の決算認定11件、平成20年度一般会計及び特別会計の補正予算7件、合わせまして32件でございます。

なお、今会期中に人事案件1件を追加提案する予定でございますので、あらかじめご承知いただきたいと思っております。

各議案の提案理由などにつきましては、議題となりましたときに、副市長及び担当部長からそれぞれご説明申し上げます。各議案とも適切にご審議いただき、原案のとおり承認、可決、認定、同意を賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（高木将君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から9月24日まで17日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月24日まで、17日間と決定いたしました。

日程第2 委員長報告

議長（高木将君） 次、日程第2、委員長報告を行います。

平成20年3月定例会において設置されました議員定数等調査特別委員会の経過並びに結果について、議員定数等調査特別委員会委員長平山伝君の報告を求めます。15番平山伝君。

〔15番 平山伝君登壇〕

15番（平山伝君） おはようございます。議長から委員長報告を求められておりますので、議員定数等調査特別委員会の調査経過並びに結果について、常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

議員定数等調査特別委員会報告書、平成20年3月定例会において、地方分権の進展や厳しい財政状況のもと、社会情勢や市民ニーズの把握、住民の信託に応え得る議会づくり、議会のあり方に関する諸問題を自ら率先して調査研究するために、議員定数等調査特別委員会が設置されました。

委員会の運営に当たりましては、基本方針を決定し、9月定例会で最終報告できるよう進めていくことを確認いたしました。これまで7回の委員会を開催し、議員定数、議員報酬、これは改選時、新任、退任時等の報酬の日割り支給であります。政務調査費、常任委員会の数の4項目につきまして、県内各市の人口、面積、議員定数とその削減状況、一般会計、財政力指数、議員報酬、政務調査費等を参考に、慎重に審査検討を重ねてきたところであります。

初めに、議員定数についてご報告申し上げます。

議員定数については、平成18年3月の議員定数調査特別委員会委員長報告の中に、現在の定数である26人についても、次期改選後の議会においては更なる削減の検討をせざるを得ない状況にあることを視野に入れ、より一層の自己研さんと議会の活性化を図る必要があることを付記しての報告となっております。

5月19日の議員定数審査では、各委員が住民の意見を聞いた結果を述べ、さまざまな意見が出されました。全委員削減の方向で一致を見ましたが、何人削減をするということについては、「近隣市の状況や当市の財政状況等を踏まえ、22人から24人」、「将来人口推計、面積、財政力指数等を考慮して20人から24人」、「平成18年の議員定数調査特別委員会の中で24人という意見も出たことを考慮して、20人から22人すべき」等の意見が出され、その結果、次回の委員会において現在の定数26人を20から24人の間で調整することになりました。

6月18日の第4回特別委員会では、前回の委員会での意見を踏まえ、20人から24人の間で意見が出され、「財政状況、面積、人口等」、「民意の反映、市の環境、県内各市の状況等」を考慮して22人が妥当という意見と、「県内1広い面積と急激な定数削減は市民の声が届かない等」を考慮して24人が妥当という意見に分かれ、採決した結果、定数は22人とし、次の一般選挙

から適用すべきであるとの結論に達した次第であります。

次に、議員報酬、常任委員会の数、政務調査費についてご報告申し上げます。

7月17日の第5回特別委員会では、議員報酬について審議いたしまして、この議員報酬は「改選時、新任・退任時」等の報酬は日割り計算により支給する。ただし、死亡については月額報酬を支給することとする。実施の時期としては、平成21年1月支給分の報酬から適用すべきという全員一致での結論に達しました。

また、常任委員会の数においても、定数が26人から22人になるということを考慮いたしまして、現在の4委員会から3委員会にすべきという結論に達した次第であります。

さらに、政務調査費については、平成19年度の実績報告書を参考にしながら、時間をかけて調査、協議すべきと多くの意見が出され、次回の委員会までにそれぞれが調査研究し、意見を持ち寄ることになりました。

次に、8月4日の第6回特別委員会では、前回に引き続き政務調査費について審議し、金額よりも使い方のほうが市民の目線は厳しい現状であり、金額としては現在の月額2万円が妥当である。また、現状と将来的な財政事情を考慮して、月額1万5,000円にすべきである等の意見が出され、1万5,000円から2万円の範囲で議論、協議し、採決の結果、政務調査費は月額1万5,000円、年額18万円とすることとし、平成21年度分から適用すべきという結論に達しました。

以上で、当特別委員会が当初調査研究の対象とすべき項目がすべて終了し、今後は9月12日の委員会において、議員定数等の条例の一部改正案についての確認を行い、9月24日の最終日に議員提案を行い、本特別委員会を終了すべきものと決したところであります。

最後に、地域住民の代表である我々議員の役割は従来にも増して重要となり、行政の監視にとどまらず、議員自らの資質の向上を図るとともに、民意の反映、住民の信託に応え得る議会づくりに努めなければなりません。

以上で、議員定数等調査特別委員会の報告を終わりますが、最終日、議員定数等の条例の一部改正を提案したいと考えておりますので、議員各位の深いご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

議長（高木将君） 報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

ただいまの議員定数等調査特別委員会の報告につきましては、委員長報告のとおり、今期定例会最終日に議案を提出する予定でありますので、ご了承願います。

日程第3 報告第13号ないし報告第19号

議長（高木将君） 日程第3、報告第13号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号））、報告第14号専決処分の承認を求めることについ

て（平成20年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号））、報告第15号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号））、報告第16号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号））、報告第17号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計継続費精算報告書について、報告第18号平成19年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第19号平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上7件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 提案者にかわりまして、ご説明を申し上げます。

今回、専決いたしました補正予算報告第13号から第16号までの4件につきましては、徹底した行財政改革を行うことを条件に、高金利の公的資金について補償金免除による繰り上げ償還が認められたため、平成19年度に引き続き、繰り上げ償還、または借りかえを行うものでございます。今回の補償金免除繰り上げ償還の対象となった地方債は、金利5%以上7%未満の公営企業金融公庫資金と、7%以上の簡保資金に係るものでございます。

それでは、1ページをお開きいただきます。報告第13号でございます。報告第13号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成20年9月8日報告、市長名。

2ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書、市債の公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、各予算を次のとおり専決処分する。記、平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）。平成20年7月28日、市長名。

4ページをお開きいただきます。平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）でございます。平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,931万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232億5,001万5,000円とする。平成20年7月28日専決、市長名でございます。

内容につきましては、9ページをお開きをいただきます。

事項別明細歳入でございます。繰り上げ償還の財源として、繰上金の一部を計上するものでございます。

歳出につきましては10ページにございますが、公債費の1目元金の補正につきましては、金利5%以上7%未満の公営企業金融公庫資金2件、7%以上の簡保資金4件の繰り上げ償還を行うものでございます。2目の利子の減額につきましては、繰り上げ償還により、平成20年度に減額となる利子でございます。

続きまして、12ページをお開きいただきます。報告第14号でございます。報告第14号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり

専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。平成20年9月8日報告、市長名。

13ページをお開きいただきます。専決処分書の写しでございます。専決処分書、市債の公的資金補償金免除繰り上げ償還の借りかえに係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成20年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。平成20年7月28日、市長名。

15ページをお開きいただきます。平成20年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。平成20年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,927万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,225万5,000円とする。平成20年7月28日専決、市長名でございます。

21ページの事項別明細でご説明いたします。

歳入でございます。前年度繰越金1,247万円及び公営企業借換債2億1,680万円を追加するものでございます。

22ページの歳出でございますが、公債費の1目元金2億2,927万円の増額は、公的資金補償金免除繰り上げ償還によるものでございます。

続きまして、24ページをお開きいただきます。報告第15号でございます。報告第15号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。平成20年9月8日報告、市長名。

次の25ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書、市債の公的資金補償金免除繰り上げ償還の借りかえに係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成20年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第1号)。平成20年7月28日、市長名。

27ページをお開きをいただきます。平成20年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。第1条は総則でございます。第2条は、平成20年度常陸太田市水道事業会計予算第4条の括弧書きについてはそのように改めまして、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的収入を4,500万円増額補正し、2億4,610万円とし、資本的支出を1億1,949万円増額補正し、9億115万3,000円といたします。第3条は、予算第5条に定めた企業債のうち、公営企業借換債4,500万円を追加するものでございます。平成20年7月28日専決、市長名でございます。

内容につきましては、34ページの補正予算明細書でご説明いたします。

資本的収入でございますが、公営企業金融公庫の借換債分4,500万円の増額補正であります。資本的支出は、繰り上げ償還に該当する公営企業金融公庫資金からの借り入れ分が4件ございまして、総額1億1,949万円を繰り上げ償還するものであります。

続きまして、35ページをお開きいただきます。報告第16号でございます。報告第16号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求め。平成20年9月8日報告、市長名。

次の36ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書、市債の公的資金補償金免除繰り上げ償還の借りかえに係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成20年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）。平成20年7月28日、市長名。

38ページをお開きいただきます。平成20年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、第1条は総則でございます。第2条は、平成20年度常陸太田市工業用水道事業会計予算第4条の括弧書きにつきましてはそのように改めまして、資本的収入及び支出の予定額を次のように補正する。資本的収入を5,500万円増額補正します。次の資本的支出を1億39万7,000円増額補正し、1億4,588万3,000円といたします。第3条は、予算第4条の次に第4条の2を加えるものでございまして、その内容でございますが、次の39ページをお開きいただきますが、起債の目的は公営企業借換債で限度額は5,500万円、それから起債の方法、利率及び償還の方法はそこに記載されているとおりでございます。平成20年7月28日専決、市長名。

内容につきましては、44ページをお開きいただきます。補正予算明細書、資本的収入でございますが、公営企業金融公庫資金からの借換債分5,500万円の増額補正であります。資本的支出は、繰り上げ償還に該当する公営企業金融公庫資金からの借入れ分4件でございまして、総額1億39万7,000円を償還するものであります。

続きまして、45ページをお開きいただきます。報告第17号でございます。報告第17号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計継続費精算報告書についてでございます。常陸太田市下水道事業特別会計継続費に係る継続年度が平成19年度に終了したので、その精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

次のページ、46ページをお開きいただきます。本報告書につきましては、平成16年度に設定いたしました特定環境保全公共下水道事業の金砂郷・水府浄化センター建設事業についての継続費精算報告書でございます。平成20年9月8日提出、市長名でございます。

続きまして、47ページをお開きいただきます。報告第18号でございます。報告第18号平成19年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成19年度決算に基づき算定した健全化判断比率を、監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

従来までの地方財政再建特別措置法でございますが、財政再建の対象を一般会計だけとしていたこと、あるいは財政情報の開示が不十分であったことなどから、新たに地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されまして、その対象を公営企業や一部事務組合、地方公社、第3セクターなどまで拡大した健全化判断比率を作成しまして、監査委員の意見を付して議会に報告し、

住民に報告することとなったものでございます。

48ページの平成19年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計の実質収支が赤字となった場合、赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。平成19年度一般会計実質収支は黒字で決算しておりますので該当がございません。これに係る早期に健全化を図るべき、いわゆる早期健全化基準は12.73%となっております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、全会計における実質収支の赤字額、または資金不足額が標準財政規模に対してどの程度になっているかを示す比率でございます。これにつきましても、すべての会計において赤字額、または資金不足額が生じておりませんので該当がございません。これに係る早期健全化基準は17.73%となっております。

次に、実質公債費比率でございますが、これは一般会計が負担した実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございます。実質的な公債費は、一般会計が負担した公債費のほか、公営企業会計や一部事務組合、地方公社、第3セクター等の償還のうち、一般会計が負担した額を含めたものとなっております。

なお、この比率は、平成17年度決算から19年度決算までの3カ年平均となっております。この比率につきましては、14.2%となっております。早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率でございますが、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。将来負担には、一般会計の地方債現在高のほか、職員の退職手当引当金や公営企業会計、一部事務組合、地方公社第3セクターなどの負債のうち、一般会計が将来負担すべき額を含めたものでございます。この比率につきましては91.7%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

なお、これらの早期健全化基準を1つでも上回った場合は、早期是正措置として財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て県知事に報告することになります。平成20年9月8日提出、市長名でございます。

さらに、49ページからですが、監査委員の意見書がございます。

続きまして、51ページをお開きいただきます。報告第19号でございます。報告第19号平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づき算定した資金不足比率を、監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

52ページをお開きいただきます。平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告について。資金不足比率でございますが、これは公営企業における資金不足額が料金収入などの事業規模に対してどの程度になっているかを示す比率でございます。資金不足額は一般会計の実質赤字に相当するものです。これにつきましては、すべての公営企業会計において資金不足が生じておりませんので該当がございません。これらに係る経営健全化基準が20.0%となっております。

なお、この基準を超えた場合、企業ごとに経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て、県知

事に報告することになります。平成20年9月8日提出，市長名。

53ページからは，監査委員の意見書がございます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

日程第4 議案第50号ないし議案第56号

議長（高木将君） 次，日程第4，議案第50号常陸太田市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の制定について，議案第51号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について，議案第52号常陸太田市手数料条例の一部改正について，議案第53号高規格救急自動車購入契約について，議案第54号常陸太田市道路線の廃止について，議案第55号常陸太田市道路線の変更について，議案第56号常陸太田市道路線の認定について，以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 議案書55ページをお開きいただきます。議案第50号でございます。議案第50号常陸太田市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の制定についてでございます。常陸太田市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例を次のように制定するものとする。平成20年9月8日提出，市長名。

提案理由でございます。常陸太田市は，平成20年4月1日に茨城県まちづくり特例市に指定され，開発行為の許可等に関する権限が平成21年4月1日から移譲されることに伴い，本条例を制定することといたしました。

56ページをごらんいただきます。次のページです。第1条では条例の趣旨を述べ，第2条では条例に掲げる用語の定義でございます。

第3条は市街化調整区域の開発行為として，現在許可権限を有する茨城県の条例に準拠いたしまして，6つの要件を定めてございます。いずれも，自己用住宅の建設を目的とする開発行為に関するものでございます。

第1号（1）でございますが既存集落内の場合でございます。（2），第2号は小規模集落内の場合，第3号では世帯を分離する場合，第4号では住宅を建てかえる場合，第5号では茨城県から道路の位置の指定を受けている場合，第6号では公共事業による移転の場合を定めてございます。

次に，第4条では，市街化調整区域で開発行為を伴わず許可できる建築物として，自己用住宅を定めるものでございます。

また，第5条では，この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることとしておりますが，新たな条例を定める場合には，この規則を添付することとしておりますので，次ページの59ページから新たな許可等の基準に関する条例の施行規則を添付してございます。

なお，本条例は平成21年4月1日から施行するものであります。

続きまして，64ページをお開きいただきます。議案第51号でございます。議案第51号地

方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。平成20年9月8日提出，市長名。

提案理由でございますが，地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月18日に公布，9月1日から施行されたことに伴い，関係条例4条例でございますが，整理を行うものであります。

66ページから新旧対照表でご説明をさせていただきます。

66ページの常陸太田市議会図書室条例第1条につきましては，地方自治法第100条第12項に議会活動の範囲の明確化に関する規定が追加され，項が1項ずつ繰り下げられたことによりまして，第17項を第18項とする引用条項の改正でございます。

次の67ページの常陸太田市議会政務調査費の交付に関する条例，第1条につきましては，同じく地方自治法第100条の第12項に議会活動の範囲の明確化に関する規定が追加され，項が1項ずつ繰り下げられたことにより，第13項及び第14項を第14項及び第15項とする引用条項の改正でございます。

68ページでございますが，常陸太田市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては，地方自治法の改正によりまして，議員の報酬の支給方法等に関する規定が，他の行政委員会の委員等の支給方法等に関する規定から分離，規定されまして，議会議員の報酬の名称が議員報酬と改められたことに伴い，関係条文並びに別表の字句の訂正を行うものであります。

次に，69ページでございますが，常陸太田市特別職報酬等審議会条例につきましては，ただいまと同じく地方自治法の改正によりまして，議会議員の報酬の名称が議員報酬に改められたことに伴いまして，関係条文の字句の訂正を行うものであります。

65ページに附則がございますが，この条例は公布の日から施行することとしております。

続きまして，70ページをお開きいただきます。議案第52号でございます。議案第52号常陸太田市手数料条例の一部改正についてでございます。常陸太田市手数料条例の一部改正する条例を次のように制定するものとする。平成20年9月8日提出，市長名。

提案理由でございます。住民基本台帳カードの普及促進を図ること等に伴い，本条例の一部改正を行うものでございます。

72ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。内容につきまして附則でございますが，住民基本台帳カードの新規交付及び再交付の手数料500円を，平成20年12月1日から平成23年3月31日までの期間限定で無料にするため特例を加えるものでございます。別表第2中につきましては，無料となる公的証明の根拠となる法律名が改正されたことに伴い，法律の名称を改めるものでございます。

附則といたしまして，この条例は公布の日から施行するものでございます。

73ページをお開きいただきます。議案第53号でございます。議案第53号平成20年8月5日，一般競争に付した高規格救急自動車購入について，下記のとおり購入契約を締結するため，地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき，議会の議決を求めるものでございます。平成20年9月8日提出，市長名。

契約の目的は、高規格救急自動車購入で、方法は一般競争入札によるものです。金額は3,244万5,000円でございます。なお、契約の相手方は、茨城トヨタ自動車株式会社、幡谷史朗代表取締役となっております。

今回の購入契約は、現在配備しております高規格救急車が12年を経過しており、安全に疾病者を医療機関に搬送するため、買いかえを行うものでございます。

74ページに概要が載っておりますが、主なものだけ申し上げたいと思いますが、3の救急資材の(7)に自動式心臓マッサージ器とございます。これは、救命率の向上を図るために、階段や急斜面などで救急隊員による心臓マッサージが行えない場合でも、この機器によって中断せずに搬送が可能な状況にするために新たに積載するものでございます。その他につきましては、それぞれ同様に機能の向上が図られているものでございます。

続きまして、75ページをお開きいただきます。議案第54号でございます。議案第54号常陸太田市道路線の廃止について、常陸太田市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。平成20年9月8日提出、市長名。

提案理由でございますが、道路改良工事及び圃場整備事業等に伴い、市道路線を廃止するものでございます。

次の76ページをごらんいただきますが、廃止となる95路線の路線名、起点、終点、幅員及び延長を記した一覧表でございます。道路改良工事に伴う廃止路線は27路線、圃場整備事業に伴いまして廃止する路線は3路線、さらに次の議案でございますが、議案第56号で提案いたしております道路線の認定に伴い廃止する路線、61路線、その他の路線4路線、合わせまして95路線を廃止するものでございます。84ページから121ページまでに位置図及び廃止図を添付してございます。

続きまして、122ページをお開きいただきます。議案第55号になります。議案第55号常陸太田市道路線の変更についてでございます。常陸太田市道路線を変更したいので、道路法第10条第3項の規定により、次のとおり議決を求める。平成20年9月8日提出、市長名。

提案理由でございます。道路改良工事及び土地区画整理事業等に伴い、起点または終点を変更したことに伴い、市道路線を変更するものでございます。

次の123ページをごらんいただきます。表中の記載につきまして、一部訂正により正誤表を配付させていただいておりますが、変更数14路線の起点、終点、幅員及び延長を記載した一覧表でございます。126ページから143ページにわたりまして、位置図及び路線の変更図を添付してございます。

続きまして、144ページをお開きいただきます。議案第56号になります。議案第56号常陸太田市道路線の認定についてでございます。常陸太田市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、次のとおり議決を求める。平成20年9月8日提出、市長名。

提案理由でございますが、道路新設工事及び土地区画整理事業等に伴い、市道路線として認定するものでございます。

次の145ページをごらんいただきます。新たに認定されます路線は28路線でございますが、

その線名，起点，終点，幅員，路線延長等を記載してございます。148ページから163ページまでは，位置図及び路線認定図を添付してございます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

日程第5 議案第57号ないし議案第67号

議長（高木将君） 次，日程第5，議案第57号平成19年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について，議案第58号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第59号平成19年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について，議案第60号平成19年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第61号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第62号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第63号平成19年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第64号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第65号平成19年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第66号平成19年度常陸太田市水道事業会計決算認定について，議案第67号平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について，以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者 大森茂樹君登壇〕

会計管理者（大森茂樹君） 平成19年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして，提案者にかわりましてご説明申し上げます。

決算書1ページをお開き願います。議案第57号から議案第65号，平成19年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第233条第3項の規定により，平成19年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を添えて議会の認定に付する。平成20年9月8日提出，市長名。

5ページをお開き願います。初めに，議案第57号平成19年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は228億4,963万1,267円，予算額に対します収入率は100.0%でございます。歳出決算額は220億7,571万2,655円，予算額に対します歳出の執行率は96.7%でございます。歳入歳出差引残額は7億7,391万8,612円。この内訳を申し上げますと7億582万1,572円が翌年度への繰越額，また6,809万7,040円は繰越明許費の一般財源分でございます。事故繰越はございません。

説明欄をごらんください。歳入予算額は228億3,952万6,263円，調定額が236億1,595万7,565円で，予算額に対します調定率は103.4%でございます。収入済歳入額は歳入決算額と同額でございます。不納欠損額2,882万4,302円のうち，地方税法の規定に基づき，該当する市税の滞納分を処分した金額は2,749万1,802円でございます。また，老人施設入所者負担金133万2,500円につきましては，老人ホーム入所者の扶養義務者死亡に伴

い、今後においても納入の見込みがないため、欠損処分をしたものでございます。

収入未済歳入額 7 億 3,750 万 1,996 円の主なものは、市税、市営住宅使用料及び諸収入等の未納分でございます。

歳出予算額は、歳入予算額と同額、また支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。繰越明許費が 3 億 1,003 万 1,040 円。これは、農林水産業費 3 件、土木費 4 件、計 7 件の事業費を翌年度に繰り越したものでございます。不用額 4 億 5,378 万 2,568 円の主な費目は民生費、衛生費、土木費、教育費等でございます。

なお、款項別明細が 6 ページから 15 ページに、事項別明細書が 68 ページから 327 ページに、実質収支に関する調書が 328 ページに、財産に関する調書が 460 ページから 466 ページに記載されておりますので、それぞれごらんいただきたいと思います。

次に、17 ページをお開き願います。議案第 58 号平成 19 年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が 6 億 1,234 万 7,994 円で、予算額に対します収入率は 101.8% でございます。また、歳出決算額が 5 億 8,974 万 4,654 円で、予算額に対します歳出の執行率は 95.8% でございます。歳入歳出差引残額 3 億 6,337 万 3,340 円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入予算額は 6 億 6,178 万 7,000 円、調定額が 6 億 4,831 万 6,649 円で、予算額に対します調定率は 109.0% でございます。収入済歳入額は歳入決算額と同額でございます。不納欠損額 3,630 万 62 円は、地方税法の規定に基づき、該当する国民健康保険税の滞納分を処分したものでございます。収入未済歳入額 3 億 9,618 万 8,593 円は、国民健康保険税の未納分でございます。

歳出予算額は歳入予算額と同額、また、支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。不用額 2 億 5,281 万 2,346 円の主な費目は、保険給付費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が 18 ページから 21 ページに、事項別明細書が 330 ページから 357 ページに、実質収支に関する調書が 358 ページに記載されておりますのでごらんをいただきたいと思います。

次に、23 ページをお開き願います。議案第 59 号平成 19 年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が 6 億 5,714 万 6,551 円で、予算額に対します収入率は 99.3% でございます。また、歳出決算額が 6 億 4,342 万 2,108 円で、予算額に対します歳出の執行率は 97.2% でございます。

歳入歳出差引残額 1 億 3,723 万 4,443 円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入予算額は 6 億 1,985 万 9,000 円、調定額が 6 億 7,144 万 6,551 円で、予算額に対します調定率は 99.3% でございます。収入済歳入額は歳入決算額と同額でございます。不納欠損額及び収入未済歳入額はともにございません。

歳出予算額は歳入予算額と同額、また、支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。不用

額 1 億 8,564 万 6,892 円の主な費目は、医療諸費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が 24 ページから 27 ページに、事項別明細書が 360 ページから 367 ページに、実質収支に関する調書が 368 ページに記載されておりますのでごらんをいただきたいと思ひます。

次に、29 ページをお開き願ひます。議案第 60 号平成 19 年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が 41 億 1,988 万 823 円で予算額に対します収入率は 99.0%でございます。また、歳出決算額が 39 億 9,641 万 6,210 円で、予算額に対します歳出の執行率は 96.0%でございます。歳入歳出差引残額 1 億 2,346 万 4,613 円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入予算額は 41 億 6,269 万 7,000 円、調定額が 41 億 3,308 万 1,423 円で、予算額に対します調定率は 99.3%でございます。収入済歳入額は歳入決算額と同額でございます。不納欠損額 271 万 6,900 円は、介護保険法の規定に基づき、該当する保険料を処分したものでございます。収入未済歳入額 1,048 万 3,700 円は介護保険料の未納分でございます。

歳出予算額は歳入予算額と同額、また、支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。不用額 1 億 6,628 万 790 円の主な費目は、保険給付費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が 30 ページから 33 ページに、事項別明細書が 370 ページから 401 ページに、実質収支に関する調書が 402 ページに記載されておりますのでごらんをいただきたいと思ひます。

次に、35 ページをお開き願ひます。議案第 61 号平成 19 年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が 17 億 4,999 万 4,145 円で、予算額に対します収入率は 94.0%でございます。また、歳出決算額が 16 億 7,330 万 1,586 円で、予算額に対します歳出の執行率は 89.8%でございます。歳入歳出差引残額 7,669 万 2,559 円。内訳を申し上げますと、5,223 万 7,345 円が翌年度へ繰り越す額であり、2,445 万 5,214 円は、繰越明許費の既収入特定財源及び一般財源分でございます。事故繰越はございません。

説明欄をごらんください。歳入予算額は 18 億 6,268 万 4,000 円、調定額が 18 億 2,216 万 4,443 円で、予算額に対します調定率は 97.8%でございます。収入済歳入額は歳入決算額と同額でございます。不納欠損額 35 万 8,537 円は、地方自治法の規定に基づき、該当した使用料を処分したものでございます。収入未済歳入額 7,181 万 1,761 円は、受益者負担金及び使用料の未納分でございます。

歳出予算額は歳入予算額と同額、また、支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。繰越明許費 1 億 4,381 万 5,500 円は、下水道事業 3 件を翌年度に繰り越したものでございます。不用額 4,556 万 6,914 円の費目は事業費等でございます。

なお、款項別明細が 36 ページから 39 ページに、事項別明細書が 404 ページから 417 ペ

ージに、実質収支に関する調書が418ページに記載されておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

次に、41ページをお開き願ひます。議案第62号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が4億7,883万8,587円で、予算額に対します収入率は102.2%でございます。また、歳出決算額が4億4,713万6,707円で、予算額に対します歳出の執行率は95.4%でございます。歳入歳出差引残額3,170万1,880円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入予算額は4億6,852万3,000円、調定額が4億8,667万112円で、予算額に対します調定率は103.9%でございます。収入済歳入額は歳入決算額と同額でございます。不納欠損額はございません。収入未済歳入額783万1,525円は、受益者負担金及び使用料の未納分でございます。

歳出予算額は歳入予算額と同額、また、支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。不用額2,138万6,293円の主な費目は、事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が42ページから45ページに、事項別明細書が420ページから431ページに、実質収支に関する調書が432ページに記載されておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

次に、47ページをお開き願ひます。議案第63号平成19年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が4,705万5,614円で、予算額に対します収入率は113.1%でございます。また、歳出決算額が3,216万8,293円で、予算額に対します歳出の執行率は77.3%でございます。歳入歳出差引残額1,488万7,321円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入予算額は4,161万9,000円、調定額が4,709万3,204円で、予算額に対します調定率は113.2%でございます。収入済歳入額は歳入決算額と同額でございます。不納欠損額はございません。収入未済歳入額3万7,590円は使用料の未納分でございます。

歳出予算額は歳入予算額と同額、また、支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。不用額945万707円の費目は事業費等でございます。

なお、款項別明細が48ページから51ページに、事項別明細書が434ページから439ページに、実質収支に関する調書が440ページに記載されておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

次に、53ページをお開き願ひます。議案第64号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が6億976万9,029円で、予算額に対します収入率は99.5%でございます。また、歳出決算額が5億8,999万6,170円で、予算額に対します歳出の執行率は96.3%でございます。歳入歳出差引残額は1,977万2,859円。内訳を申し上げますと、1,368万

7,526円が翌年度へ繰り越す額であり,608万5,333円が繰越明許費の一般財源分でございます。事故繰越はございません。

説明欄をごらんください。歳入予算額は6億1,293万円,調定額が6億1,509万7,067円で,予算額に対します調定率は100.4%でございます。収入済歳入額は歳入決算額と同額でございます。不納欠損額はございません。収入未済歳入額532万8,038円は使用料の未納分でございます。

歳出予算額は歳入予算額と同額,また,支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。繰越明許費1,502万5,500円は,排水管布設がえ事業1件を翌年度に繰り越したものでございます。不用額790万8,330円の費目は事業費でございます。

なお,款項別明細が54ページから57ページに,事項別明細書が442ページから451ページに,実質収支に関する調書が452ページに記載されておりますのでごらんをいただきたいと思えます。

次に,59ページをお開き願います。議案第65号平成19年度常陸太田市宅地分業事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が526万5,111円で,予算額に対します収入率は100.2%でございます。また,歳出決算額が123万8,844円で,予算額に対します執行率は23.6%でございます。歳入歳出差引残額402万6,267円は,すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入予算額は,525万7,000円,調定額が526万5,111円で,予算額に対します調定率は100.2%でございます。収入済歳入額は歳入決算額と同額でございます。不納欠損額及び収入未済歳入額はともにございません。

歳出予算額は歳入予算額と同額,また,支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。不用額401万8,156円の主な費目は,事業費及び予備費でございます。

なお,款項別明細が60ページから63ページに,事項別明細書が454ページから457ページに,実質収支に関する調書が458ページに記載されておりますので,ごらんをいただきたいと思えます。

以上,一般会計並びに特別会計8件の決算についてご説明申し上げます。なお,各会計の事業の内容及びその成果等につきましては,別冊決算に係る主要な施策の成果報告書をご参照いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長(高木将君) 水道部長。

〔水道部長 高橋正美君登壇〕

水道部長(高橋正美君) 議案第66号及び議案第67号について,提案者にかわりまして,ご説明申し上げます。

平成19年度常陸太田市水道事業会計並びに常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について,地方公営企業法第30条第4項の規定により,平成19年度常陸太田市水道事業会計並びに常陸太田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成20年

9月8日提出，市長名。

初めに，議案第66号平成19年度常陸太田市水道事業会計決算についてであります，1ページをお開きください。平成19年度常陸太田市水道事業決算報告書。収益的収入及び支出のうち収入ですが，第1款水道事業収益の予算額は，10億9,569万9,000円であります。決算額は10億9,382万3,518円となりました。これは予算額に対し，収入割合で99.8%となっております。

2ページに参りまして，支出ですが，第1款水道事業費用の予算額は10億5,462万7,000円あります。決算額は10億4,237万9,037円となりました。これは予算額に対し98.8%の執行率となっております。

次に，3ページの資本的収入及び支出のうち収入ですが，第1款資本的収入の予算額は4億2,846万円で，決算額は4億1,533万9,779円となりました。これは予算額に対し，収入割合で96.9%となっております。

次に，4ページに参りまして支出ですが，第1款資本的支出の予算額は9億2,866万5,000円あります。決算額は9億534万4,553円となりました。これは予算額に対し97.5%の執行率となっております。

なお，欄外に記してございますが，資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億9,000万4,774円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,844万2,300円及び過年度分損益勘定留保資金4億6,156万2,474円で補てんをいたしました。

次に，5ページの平成19年度常陸太田市水道事業（常陸太田地区損益計算書）についてご説明申し上げます。

まず，1の営業収益でございますが，(1)の給水収益から(3)の収益を合わせ，6億4,852万2,610円でございます。2の営業費用は，(1)原水及び浄水費から(7)までの費用を合わせ，5億5,327万5,640円でございます。したがって，営業収支では，営業利益9,524万6,970円の計上となっております。

次に，6ページに参りまして，3の営業外収益でございますが，(1)から(3)の収益を合わせ，4,665万6,795円あります。4の営業外費用は(1),(2)の費用を合わせ，1億2,130万4,049円あります。したがって，営業外収支ではマイナスの7,464万7,254円となっております。

なお，先ほど申し上げました営業利益からこの額を差し引いた経常利益は，2,059万9,716円となったわけです。この特別利益，6の特別損失はございませんので，当年度における純利益は2,059万9,716円の計上となっております。

なお，前年度繰越利益剰余金が1億1,488万1,566円でございますので，当年度の純利益を加えた当年度末処分利益剰余金は1億3,548万1,282円となりました。

7ページから9ページの剰余金計算書につきましては，説明を省略させていただきます。

次に，10ページをお開きください。平成19年度常陸太田市水道事業（常陸太田地区剰余金処分計算書（案））についてご説明申し上げます。

先ほど損益計算書によりご説明申し上げましたが、当年度未処分利益剰余金が1億3,548万1,282円となっております。利益剰余金の処分額といたしましては、減債積立金に110万円を、また建設改良積立金として1,300万円を積み立てるものでございます。したがって、利益剰余金処分後の翌年度繰越利益剰余金は1億2,138万1,282円でございます。11ページから14ページまでの貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、15ページをお開きください。平成19年度常陸太田市水道事業（金砂郷地区損益計算書）についてご説明申し上げます。

まず、1の営業収益ですが、(1)の給水収益から(3)の収益を合わせ、2億3,325万1,678円でございます。2の営業費用は、(1)から(7)までの費用を合わせ、2億8,250万532円であります。したがって、営業収支では、営業損失の4,924万8,854となっております。

次に、16ページに参りまして、3の営業外収益でございますが、(1)から(3)の収益を合わせ、1億1,863万6,317円であります。4の営業外費用は、(1)、(2)の費用を合わせ、6,744万4,945円あります。したがって、営業外収支では5,119万1,372円の利益となっております。

なお、先ほど申し上げました営業損失を差し引いた経常利益は194万2,518円となりました。この特別利益、6の特別損失ともにございませぬので、当年度における純利益は、194万2,518円の計上となりました。

なお、前年度繰越欠損金4,852万7,633円でございますので、当年度未処理欠損金は純利益を差し引いた4,658万5,115円となりました。

次に、剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、19ページをお開きください。平成19年度常陸太田市水道事業（金砂郷地区欠損金処理計算書（案））についてご説明申し上げます。

先ほど損益計算書の中で説明いたしました、当年度未処理欠損金が4,658万5,115円となっております。この処分として同額を翌年度繰越欠損金とするものでございます。

20ページから23ページまでの貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。25ページから52ページまで決算附属書類がございますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、議案第67号平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

53ページをお開きください。平成19年度常陸太田市工業用水道事業決算報告書収益的収入及び支出のうち収入ですが、第1款工業用水道事業の収益の予算額は1億1,094万1,000円あります。決算額は1億903万6,891円で、これは予算額に対し98.3%の収入率となっております。

次に、54ページの支出でございますが、第1款工業用水道事業費用の予算額は1億1,331万2,000円あります。決算額は1億511万9,181円となりました。これは予算額に対し92.8%の執行率となっております。

次に、資本的収入及び支出のうち収入はございません。支出ですが、第1款資本的支出の予算額は4,340万2,000円であります。決算額は4,340万1,090円となりました。これは、予算額に対し100.0%の執行率となっております。

なお、欄外に記してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,340万1,090円は、過年度分損益勘定留保資金4,340万1,090円で補てんをいたしました。

次に、56ページをお開きください。平成19年度常陸太田市工業用水道事業（常陸太田損益計算書）についてご説明いたします。

1の営業収益は4,560万6,780円であります。2の営業費用は、(1)から(4)までの費用を合わせ、7,603万1,589円であります。したがって、営業収支では、営業損失の3,042万4,809円の計上となっております。3の営業外収益ですが、(1)から(4)の収益を合わせ、6,017万9,283円あります。4の営業外費用は、(1),(2)の費用を合わせ、2,513万1,744円で、営業外収支では3,504万7,539円のプラスとなっております。この額から、先ほどご説明いたしました営業損失を差し引いた経常利益は、462万2,730円の計上でございます。特別利益、特別損失ともございませんので、当年度の純利益は462万2,730円でございます。

なお、前年度からの繰越欠損金が9,675万8,176円ございますので、当年度の未処理欠損金は9,213万5,446円となりました。

次のページの剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

58ページをお開きください。平成19年度常陸太田市工業用水道事業（常陸太田欠損金処理計算書（案））についてご説明申し上げます。

先ほど損益計算書によりご説明いたしましたが、当年度未処理欠損金が9,213万5,446円となっております。この欠損金の処理につきましては、全額を繰越欠損金として翌年度に繰り越すものでございます。次の貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、60ページをお開きください。平成19年度常陸太田市工業用水道事業（金砂郷損益計算書）についてご説明申し上げます。

給水事業所がございませんので、1の営業収益、2の営業費用ともございません。3の営業外収益につきましては、預金利子の8万6,028円のみ計上となっております。4の営業外費用はございませんので、営業外収支では8万6,028円のプラスとなっております。したがって、経常利益は8万6,028円の計上となりました。

なお、前年度の繰越剰余金が58万8,773円でございますので、当年度の未処分利益剰余金は67万4,801円となりました。

次の剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、62ページをお開きください。平成19年度常陸太田市工業用水道事業（金砂郷剰余金処分計算書（案））についてご説明申し上げます。

先ほど、損益計算書により説明いたしました当年度の未処分利益剰余金67万4,801円を全額翌年度へ繰越利益剰余金とするものです。

次の貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。65ページから決算附属書類がございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第66号及び67号の説明を終わります。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

この際、監査委員より決算審査の結果について、報告を求めます。檜山監査委員。

〔監査委員 檜山直弘君登壇〕

監査委員（檜山直弘君） 説明をさせていただきます。

私のほうからお願いがあります。監査委員という意見書があります。平成19年度の常陸太田市の一般会計及び特別会計並びに基金運用状況の意見書と、もう一つはさらに細かくなりますけれども、平成19年度の常陸太田市の水道事業会計、工業用水道事業会計決算審査意見書ということで、この2つを使います。よろしくお願ひします。

議長のご指名によりまして、平成19年度の決算の審査の経過と結果についてご報告いたします。

最初に一般会計、特別会計並びに基金運用状況について申し上げます。この決算審査はご承知のように、地方自治法の233条第2項、同じく第241条の5項の規定に基づいて行ったわけでございます。審査の対象といたしました決算書類は、お手元の意見書の1ページの上段に3つのグループに分けて記載してございます。

その第1は、一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算でございます。その内容は、平成19年度の常陸太田市の一般会計歳入歳出決算並びに同じく国民健康保険特別会計、同じく老人保健特別会計、同じく介護保険特別会計、同じく下水道事業特別会計、同じく農業集落排水事業特別会計、同じく戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計、同じく宅地分譲事業特別会計、以上8つの特別会計の歳入歳出決算で、合わせて9件でございます。

その第2は、政令で定める書類で3件でございます。平成19年度常陸太田市の一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算事項別明細書と、同じく実質収支に関する調書、そして同じく財産に関する調書でございます。

第3は、基金運用状況を示す書類で、平成19年度常陸太田市の奨学基金、同じく土地開発基金、同じく用品調達基金、同じく肉用牛特別導入事業基金、以上4つの基金でございます。

審査は、去る7月29日から8月19日まで行いました。

審査に当たりましては、平成19年度の常陸太田市の一般会計及び各決算特別会計決算書並びに政令で定める書類等につきまして、関係諸帳簿と証書類を照査し、定期監査、例月現金出納検査等の結果を参考としながら、計数の正確性及び収入支出の合理性の確認を行い、あわせて必要に応じて関係課職員の説明を聴取して審査を行いました。

また、基金運用状況につきましては、基金運用状況調書と関係諸帳簿により、決算書及び政令で定められた書類の審査に準じて審査を行いました。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、政令で定める書類及び基金の運用状況を示す書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されておりました。計数は関係諸帳簿と証書類を照査し

た結果、それぞれ符合しており、正確とあることを認めました。

また、歳出状況につきましても適正なものであることを認めた次第でございます。詳細につきましては意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成19年度の常陸太田市の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

これは、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づいて行う審査でございます。

去る6月1日から7月22日まで行いました。

審査いたしました書類は、決算書類といたしまして決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表、さらに決算附属書類といたしまして、事業報告書、収益費用明細書、あるいは固定資産明細書、事業債明細書でございます。これらが地方公益企業法その他の点に基づいて適正に運用されているかどうか、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかどうかについて審査をしたわけでございます。

その結果、審査に付されました決算報告書、財務諸表、その他の書類は、地方公営企業法に基づいて作成され、かつ計数は正確で、各企業の経営成績並びに財政状態は適正に表示されていると認めた次第でございます。

詳細につきましては、審査意見書をごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

議長（高木将君） 報告は終わりました。

日程第6 議案第68号ないし議案第74号

議長（高木将君） 次、日程第6、議案第68号平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）について、議案第69号平成20年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第70号平成20年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第71号平成20年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第72号平成20年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第73号平成20年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第74号平成20年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、以上7件を一括で議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは、別冊横長のつづりの1ページをお開きをいただきます。議案第68号でございます。議案第68号平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）でございます。平成20年度常陸太田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出決算予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,009万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億6,010万8,000円とする。第2条、地方債の廃止及び変更は、第2表地方債補正による。平成20年9月8日提出、市長名。

内容は、事項別明細によりご説明させていただきます。8ページをお開き願います。

歳入でございます。初めに12款1項2目民生費負担金でございますが、いばらき3人っこ家庭応援事業の実施に伴いまして、対象となる3人っこですね、家庭の保育料を軽減するものでございます。

第14款国庫支出金でございますが、2項3目農山漁村活性化プロジェクト交付金1,592万円の減額につきましては、県補助金分が追加されることになったために、県支出金に組みかえるものでございます。4目土木費国庫補助金2億4,600万円につきましては、まちづくり交付金の配分が増額になるものでございます。

第15款県支出金でございますが、2項2目3節児童福祉費補助金37万円につきましては、いばらき3人っこ家庭応援事業により、軽減する保育料の2分の1が交付されるものでございます。4目1節農業費補助金には、いばらきの園芸産地改革支援事業の財源として550万円を計上しております。2節林業費補助金のうち、身近なみどり整備推進事業費補助金733万5,000円と、いばらき木づかい環境整備事業費補助金114万円につきましては、茨城県が今年度より課税いたしました森林湖沼環境税を財源とするものでございます。また、農山漁村活性化プロジェクト交付金2,246万2,000円につきましては、先ほどご説明申し上げました国庫支出金に県分を上乗せし、予算を組み替えるものでございます。

9ページに参りまして、18款1項2目の介護保険特別会計繰入金につきましては、前年度の精算金でございます。2項3目減債基金繰入金につきましては、前年度の決算余剰金などにより、財源が確保できたことによりまして、繰り入れを減額するものでございます。

19款繰越金の増額につきましては、前年度決算によるものでございます。

20款4項2目雑入のうちの地域伝統芸能等保存事業助成金319万2,000円につきましては、町田火消し行列の映像記録の財源として、財団法人地域創造より助成を受けるものでございます。また、今年度総務省より地域力創造アドバイザー派遣事業の採択を受けたことから、事業の財源として430万7,000円を計上しております。

21款市債でございますが、国庫支出金の増額によりまして、その財源としていましたまちづくり交付金事業債750万円及び駅周辺整備事業債1億8,270万円を減額いたします。臨時財政対策債1億1,250万円につきましては、他の市債の減額に伴いまして配分予定額まで増額したものでございます。その他の市債につきましては、県に同意申請を行うため、現在協議を行っている額に補正をするものでございます。

歳出は10ページからでございます。給料、職員手当等共済金につきましては、定期人事異動に伴うもので、各費目ごとに計上いたしました。また、これらに伴いまして、各特別会計への繰出金の補正を計上しております。

11ページに参りまして、第3目財政管理費でございますが、地方財政法に基づき、前年度実質収入の2分の1でございます3億5,291万1,000円を積み立てるものでございます。15目諸費781万6,000円につきましては、前年度の生活保護費など概算で受け取りました交付金の支出を精算するものでございます。

14ページに移りまして、5目老人医療給付費179万7,000円につきましては、後期高齢者の保険料軽減を実施するため、システム変更や郵送料の経費として後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。

15ページに移りまして、4款衛生費の1項10目霊園費140万円につきましては、玉造霊園の排水整備工事を行うものでございます。

16ページをお開きいただきます。16ページ、19節負担金補助及び交付金の399万3,000円の補正につきましては、合併浄化槽設置事業費と新規事業として単独処理浄化槽撤去事業費を計上してございます。これにつきましては、合併浄化槽の整備に当たり、単独浄化槽を撤去した場合に経費の助成を行うもので、森林湖沼環境税を財源とするものでございます。

17ページに参りまして、第5款農林水産事業費の1項3目農業振興費には総務省より採択を受けました地域力創造アドバイザー派遣事業に係る経費を計上しております。地域力創造アドバイザーの総合プロデュースにより、地域特産品のブランド化や販路拡大、商品開発などに取り組むものでございます。また、19節のいばらきの園芸産地改革支援事業費補助金825万円につきましては、JA茨城みずほが農産物直売所に販売管理システムを導入するための経費を助成するものでございます。8目産地づくり対策事業費100万円につきましては、JA茨城みずほが購入する汎用コンバインの経費を助成するものでございます。

18ページに参りまして、農山漁村活性化プロジェクト事業費654万2,000円につきましては、県補助金の追加により、森林組合が購入する間伐作業機械の購入補助を増額するものでございます。

6款の商工費の1項1目商工総務費には、9保健所に地域職業相談室を開設運営するための経費215万7,000円を計上しております。4目観光費1,073万2,000円につきましては、都市住民との交流に伴う経費、西山の里、間伐に伴う経費、常陸太田市への観光ツアー商品化に係る経費等を計上してございます。

20ページをお開きいただきます。7款土木費のうち、4項6目駅周辺整備事業費3,625万円につきましては、当初予算で予定しておりましたペDESTリアンデッキの解体とあわせて跨線橋を解体することとし、JR東日本にあわせて委託して行うものでございます。

23ページをお開きいただきます。23ページ9款教育費5項3目文化振興費399万円につきましては、県の無形民俗文化財に指定されております町田火消し行列の映像記録化を行うものでございます。

5ページにもどっていただきまして、地方債の補正でございます。

初めに、廃止につきましては、まちづくり交付金事業債750万円を国庫支出金の増額により取りやめるものでございます。2の変更につきましては、臨時地方道整備事業費一般分、過疎対策事業費、合併特例事業費、臨時財政対策債を事業費の増減や他の特定財源の増額等により変更いたしまして、市債合計24億4,030万円とするものでございます。

続きまして、議案第69号でございます。平成20年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,1

07万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,681万5,000円とする。平成20年9月8日提出、市長名。

今回の補正予算につきましては、各事業に係る交付金や支援金等の額の決定、それから退職被保険者等に係る保険給付費の増及び平成19年度の決算に伴う繰越基金積み立てなどに係る補正でございます。

7ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

4款の医療給付費等交付金につきましては、退職被保険者等に係る保険給付費の増及び平成19年度交付金の確定に伴うものでございます。

第5款の前期高齢者交付金につきましては、平成20年度交付額の確定によるものでございます。

9款の繰入金でございますが、1項の一般会計繰入金につきましては、職員の異動に伴う減、2項の支払準備基金繰入金につきましては、予算調整によるものでございます。

10款の繰越金につきましては、決算に伴う補正でございます。

8ページをお開きいただきます。歳出でございます。

1款の総務費につきましては、職員の異動及び委託料の確定による補正でございます。

9ページの第2款保険給付費につきましては、退職被保険者の増などに伴う補正でございます。

第3款の後期高齢者支援金等から10ページ6款の介護納付金までにつきましては、それぞれの額の確定に伴うものでございます。

8款の保険事業費につきましては、特定健診に係る委託料の確定に伴うものでございます。

さらに11ページに入りまして、9款の基金積立金につきましては、平成19年度決算繰り越しに伴う支払準備基金への積立金の補正でございます。

11款の諸支出金につきましては、国への返還金が発生したことによる補正でございます。

続きまして、議案第70号でございます。平成20年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,309万7,000円とする。平成20年9月8日提出、市長名。

今回の補正予算につきましては、去る6月に政府与党が7割軽減世帯の均等割額を一律8.5割軽減とする。それから、低所得の方は所得割額を一律50%軽減するといった新たな対策等を決定しましたが、それらに伴いまして新たな事務が発生することによる補正でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

第3款の繰入金でございますが、このたびの対策に係る事務費相当額を一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページにつきましては歳出でございますが、1款の総務費ですが、当該事務費をそれぞれ補正計上してございます。

続きまして、議案第71号でございます。平成20年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第1号)について。第1条、事業勘定に歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,671万5,

000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,980万2,000円とする。平成20年9月8日提出，市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入ですが，第7款1項4目のその他一般会計繰入金につきましては，職員の異動に伴う増額補正でございます。

8款繰越金につきましては，19年度決算に伴う補正増でございます。

次の7ページの歳出でございますが，1款1項1目一般管理費及び1款3項1目介護認定審査会費につきましては，職員の異動によるものでございます。

7款1項1目支払準備基金積立金につきましては，繰越金確定に伴う増額補正でございます。

8ページに入りまして，9款1項2目及び9款2項1目につきましては，平成19年度決算に伴う精算によるものでございます。

続きまして，議案第72号でございます。平成20年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）について，平成20年度常陸太田市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は，次に定めるところによる。第1条，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万2,000円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,415万7,000円とする。平成20年9月8日提出，市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございますが，職員の異動に伴う人件費の増により，一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

次の7ページに歳出がございますが，公共下水道費，特環下水道費ともに，職員の異動に伴う職員給の増でございます。

続きまして，議案第73号でございます。平成20年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について，平成20年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,856万円とする。平成20年9月8日提出，市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。職員の異動に伴う人件費の増によりまして，一般会計から繰入金を増額するものでございます。

次の7ページの歳出でございますが，職員の異動等に伴う職員給の増でございます。

続きまして，議案第74号でございます。平成20年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について，平成20年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。第1条，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,096万7,000円とする。平成20年9月8日提出，市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。職員の異動に伴う人件費の増による一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

次の7ページに歳出がございますが，職員の異動等に伴う職員給の増でございます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

議長（高木将君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。
次回は、9月10日、定刻より本会議を開きます。
本日は、これにて散会いたします。

午後0時21分散会